

申請・貸付から償還（返済）までの流れ

全ての市町村

①事前相談

まずは、お住まいの市役所（町村在住の方は所管する厚生センター）での事前相談（家庭状況や経済状況、必要とする資金等）が必要です。相談窓口はこちら。

<https://hitorioyanavi-toyama.jp/consultation/>

②申請書の提出

事前相談後、申請書類を窓口へご提出ください。

申請時に必要なもの

貸付申請書、戸籍謄本、口座振替届（通帳の写し）、1か月の収支明細書、その他各資金に応じ必要な添付書類（入学決定通知書・在学証明書、必要経費の見積り、経営診断書など）

③審査・決定

富山県（富山市にお住まいの方は富山市）にて、貸付の必要性及び償還能力等について審査し貸付決定を行います。

※申請から決定まで1か月程度かかります。

※審査の結果、貸付けできない場合もあります。

④決定後の手続き

貸付決定後、借用書、印鑑登録証明書及び連帯借受人の誓約書（連帯借受人の必要な資金のみ）を提出していただきます。

⑤貸付金の交付

借用書等の到着後、申請時に届け出た金融機関の口座に貸付金を振り込みます。修学資金などの貸付が月額の資金については、分割して交付いたします。

⑥償還（返済）の開始

資金ごとの据置期間経過後に、償還が始まります。原則として口座振替による月賦方式での償還となります。

この貸付金の償還金は、他のひとり親家庭の方に貸し付けるための重要な財源となります。必ず、期限内に償還してください。滞納した場合は、督促や催告を行うほか、連帯借受人・連帯保証人への請求を行います。また、違約金を徴収することがあります。

⑦償還完了

償還の完了後、借用書を返却します。